

藤沢市個人情報保護制度運営審議会答申第689号

2014年(平成26年)11月13日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

災害に係る通信，出勤命令等の消防指令業務に係る個人情報を目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について(答申)

2014年(平成26年)11月12日付けで諮問(第689号)された災害に係る通信，出勤命令等の消防指令業務に係る個人情報を目的外に提供することについて次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例(平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。)第12条第2項第4号の規定による目的外に提供する必要性があると認められる。
- (2) 条例第12条第5項の規定による目的外に提供することに伴う本人通知を省略することについては「3 審議会の判断理由」に述べるところにより認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると，本事務の実施に当たり個人情報を目的外に提供する必要性及び目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由は次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

神奈川県藤沢警察署司法警察員から，刑事訴訟法第197条第2項に基づき，捜査のため消防局警防課通信指令担当で保有する通報内容の照会がなされた。刑事訴訟法第197条第2項の規定は目的外のために提供しなければならないことが義務付けられている場合に該当せず，実施機関の裁量に委ねられている場合に該当するため，神奈川県藤沢警察署司法警察員に通報内容を目的外に提供することについて，藤沢市個人情報の保護に関する条例第12条の規定に基づき，藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問するものである。

(2) 通報内容を目的外に提供することについて

ア 目的外に提供する個人情報

119番入電時の通報内容を含む音声記録データ

イ 目的外に提供する相手方
神奈川県藤沢警察署司法警察員

ウ 目的外提供の根拠規定
刑事訴訟法第197条第2項

エ 目的外提供に対する実施機関の考え

(ア) 照会の法的位置づけ

本件の個人情報の目的外提供に係る照会は、刑事訴訟法第197条第2項に基づくものである。

刑事訴訟法第197条第2項は「捜査については、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。」としており、官庁・公共団体その他のものに対する照会による報告の請求権を認めたものであるが、その照会に応じなければならない拘束力はない。

しかし、本件照会は、正当な請求権を有した神奈川県藤沢警察署司法警察員によって行われるものであり、受け取った情報について守秘義務が課せられている。また、捜査の適正かつ迅速な対応のために行うものである。

(イ) 目的外に提供する必要性

今回の照会の具体的な必要性について神奈川県藤沢警察署司法警察員に問い合わせたところ「詳細について教えることはできないが、現在、当署は照会対象者をひき逃げ事件の被疑者として勾留している。当該交通事故に関する事情聴取を行った際の照会対象者の供述によると、照会対象者は、当該交通事故の当事者としてではなく、第三者として119番通報したとしているが、当該通報内容を記録した音声により、その真偽を確認したい。」とのことであった。

本件の目的外に提供する個人情報は、災害に係る通信、出勤命令等の消防指令業務に係る個人情報であり、他の代替手段が想定し難いものである。

よって、本件の目的外提供に係る個人情報の内容と照会の趣旨等を勘案した結果、本件の照会に応じる必要があるものと判断する。

(3) 目的外に提供することに伴う本人通知の省略について

個人情報を目的外に提供する場合、当該個人情報の帰属者に対してあらかじめその旨を通知すべき義務が実施機関に存している。

しかし、本件の目的外提供は、ひき逃げ事件の捜査のために行うものであり、本人通知をした場合には、当該捜査の遂行に支障が生じることを捜査機関に確認した。

以上から本人に通知しないことについて合理的理由があると認められるため、当該通知を省略することとしたい。

(4) 提出書類

ア 捜査関係事項照会書

イ 個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論(1)及び(2)のとおり
の判断をするものである。

(1) 目的外に提供する必要性について

本件照会は、正当な請求権を有した神奈川県藤沢警察署司法警察員
によって行われるものであり、本件照会の具体的必要性については、
「現在、当署は照会対象者をひき逃げ事件の被疑者として勾留している。
当該交通事故に関する事情聴取を行った際の照会対象者の供述によ
ると、照会対象者は、当該交通事故の当事者としてではなく、第三
者として119番通報したとしているが、当該通報内容を記録した音
声により、その真偽を確認したい。」とのことである。

また、実施機関では、当該情報が災害に係る通信、出動命令等の消
防指令業務に係る個人情報で、本件事案の捜査に必要であることを確
認しており、他の代替手段が想定し難いものであるとしている。

以上のことから判断すると、目的外に提供する必要性があると認め
られる。

(2) 目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由につ いて

個人情報を目的外に提供する場合、当該個人情報の帰属者に対し
てあらかじめその旨を通知すべき義務が実施機関に存している。

しかし、実施機関では、本件の目的外提供は、ひき逃げ事件の捜査
のために行うものであり、本人通知をした場合には、当該捜査の遂行
に支障が生じることを捜査機関に確認している。このことから、本人
通知の省略について、合理的理由があると認められるため、本人通知
を省略する、とのことである。しかしながら本件においては、被疑者
本人が第三者として救急通報したと認めているわけであり、それを裏
付ける捜査が行われていることについて本人に通知がなされたとし
ても、捜査の遂行に支障は生じないと考えられる。したがって、実施
機関は、再度照会者に対し、本人通知を行った際の支障を確認し、こ
れまでに聴取した理由以外に新たな理由がないときは当然のことと
して、新たな理由について合理性がないと判断した場合には、本人通
知することを条件とする。

以 上